

鳥取県東部地域交通まちづくり活性化会議規約

(名称)

第1条 本会は、鳥取県東部地域交通まちづくり活性化会議（以下「活性化会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 活性化会議は、交通事業者並びに鳥取県及び関係市町村が鳥取県東部地域の公共交通全体の課題を共有し、まちづくりと連動した公共交通のあり方について協議を行い、誰もが使いやすい公共交通体系の構築を目指すことを目的とする。

(協議事項等)

第3条 活性化会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 鳥取県東部地域における公共交通の課題の共有及びその解決に関すること
- (2) 鳥取県東部地域における交通とまちづくりに関すること
- (3) その他活性化会議の目的を達成するために必要なこと

2 活性化会議は、必要に応じて、鳥取県東部地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に対し、調査研究や事業実施などを指示できるものとする。

3 協議会で報告書又は計画等を取りまとめる場合には、あらかじめ活性化会議の了解を得るものとする。

(組織)

第4条 活性化会議の委員は、別表に掲げるとおりとする。

2 活性化会議は、必要に応じて委員を追加できるものとする。

(役員)

第5条 活性化会議に役員として、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名するものとする。

3 会長は活性化会議の会務を総理し、議長を担う。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議は会長が招集する。

2 委員が活性化会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

3 活性化会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 活性化会議の事務を処理するため、鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通

政策課内に事務局を置く。

- 事務局長は、鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局長の職にある者をもって充てる。
- 事務局の事務処理については、鳥取県の規程の例によるものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、活性化会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- この規約は、令和4年7月26日から施行する。
- この規約は、令和5年1月23日から施行する。

別表

構成員の区分	所属・団体名等	役職等	備考
県	鳥取県	知事	
市町村	鳥取市	市長	
	岩美町	町長	
	八頭町	町長	
	智頭町	町長	
	若桜町	町長	
交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社	理事山陰支社長	
	智頭急行株式会社	代表取締役社長	
	若桜鉄道株式会社	代表取締役社長	
	日ノ丸自動車株式会社	代表取締役社長	
	日本交通株式会社	代表取締役	
	鳥取県ハイヤータクシー協会	会長	